

広島県告示第二百九十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十二項の規定によって、広島県保健医療計画を変更し、平成二十年三月二十七日から実施する。

なお、計画書は、広島県福祉保健部保健医療局医療対策室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山